

生活福祉資金貸付制度

更生資金 生業費の紹介と貸付の流れ

本制度は、低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、民生委員の援助指導のもと、必要な資金の貸付を行い世帯の更生、自立助長を図り安定した生活が送れることを目指しております。

必要に応じて、様々な資金種類がございますが、今回は「更生資金 生業費」についてご紹介いたします。

※ご相談については、お近くの民生委員、または市町村社協へお問い合わせ下さい。

資金種類	更生資金	生業費
主な用途内容	生業を営むのに必要な経費	
対象	低所得世帯 障害者世帯	
貸付限度額	低所得世帯 (280万円) 障害者世帯 (460万円)	
利子	3%	

事例 更生資金 生業費を活用して

世帯構成 (Aさん38歳・妻35歳・子12歳・子9歳)
借入額 1,200,000円
返済回数/月額 84回/15,790円
貸付内容

Aさんは、漁業にて生計を立てているが、現在使用している船が老朽化してきた。事業自体は順調であるが、まだ小さな子供を抱えており、養育費がかかるため、新たな船の購入資金が捻出できないという。

そこで民生委員に相談したところ、本資金の紹介を受け、市町村社協担当との相談・申込を経て、船の購入費の一部を借入することができた。

この資金によりAさんは、遠くの漁場まで船を出すことが可能となり、世帯の収入安定へとつながった。

「住宅改修」

「高齢者・障がい者が使いやすい住宅づくり」

去る一月三十日(水)に沖縄県総合福祉センターの視聴覚室で「高齢者住宅の改修研修」講座を開催しました。

定員二十名を超え二十七名の方が参加されました。

一般市民の方や介護従事職の方等いろいろな職種の方々の参加があり講座が始まりました。

講座内容は、実際の住宅改修の写真等を交えながら介護保険や今の住宅改修の現状等高齢者や障がい者の住まいをどのように改修するか又、改修の必要性等のポイントを押さえながらの講座でした。

「実際……」

「住宅改修」と聞いてもピンとこないかもしれませんが単なるリフォームではないと言う事です。住む方の病状や体の状態やどんな動作の時に困っているのか?どうすれば自立に繋がるのか?住宅環境等を視ながら行うのが「住宅改修」です。

高齢者に関らず障がい者の方々等

「次回の講座は……」

平成二十年五月より講座が開催致します。お馴染みの……

「介護講座体験ガイド」をご覧ください。

各市町村の社会福祉協議会や各市町村役場の介護課等に四月からパンフレットを配布致します。ご自宅の近い場所か沖縄県総合福祉センター東棟一階「沖縄県介護実習・普及センター」の窓口にて配布いたします。講座申し込み等は、四月以降からとなります。

●お問い合わせ

沖縄県介護実習・普及センター
電話 098-882-1484
FAX 098-882-1486
城間・又吉 までご連絡ください。

住宅の増改築資金について

問 高齢になり、段差での転倒が不安になり、トイレや浴室をバリアフリーに改築したいのですが、金銭的なゆとりがありません。融資制度はありますか?

答 社会福祉協議会で取り扱っている生活福祉資金貸付制度に、住宅資金の貸付があります。

○住宅資金

低所得者世帯、障害者世帯または高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯)に対し、住宅を増築、改築、拡張、補修、保全するために必要な費用。

ただし、高齢者のみの世帯の場合、別世帯の親族等が連帯借受人になり、出来るだけ保証能力の高い連帯保証人をつける必要があります。

貸付限度額 250万円以内

据置期間 6ヶ月以内

償還期間 7年以内

貸付利息 3%

※地域の民生委員が市町村社会福祉協議会にお問合わせください。

○その他の住宅資金貸付及び介護保険制度の介護サービス

※市町村においては、介護保険の要介護認定で非該当(自立)と判定されたが、住宅改修が必要と認められた65歳以上の方を対象に「住宅改修費の助成」制度があります。改修費(一定の基準額を超える場合は基準額)の1割を負担していただきますが、審査がありますので、事前に市町村担当窓口までお問合わせください。

※介護保険制度の介護サービスの中で、心身の機能が低下した高齢者の住宅の小規模な改修に対して、その費用を支給する制度があります。20万円を限度額としています。(かかった費用の1割は自己負担)。但し、1回限りの支給となります。

申込から貸付までの流れ

